

令和 7 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金

ウクライナ情勢や急激な円安に伴うエネルギー価格や物価高騰により、経営の維持安定が困難となる漁業者を支援するため、「令和 7 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金」を創設します。

区 分	内 容
融資対象者	エネルギー価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった漁業者
資金使途	運転資金 ・燃料費、種苗費、飼料費、諸材料費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など漁業経営の維持に必要な運転資金
貸付限度額	① 簿記記帳を行っている場合 年間経営費の 12/12 又は粗収益の 12/12 のいずれか低い額 ② ①以外の場合 1,200 万円
償還期間	15 年以内（うち据置期間 3 年以内）
融資利率	年 0.30% （漁業協同組合 J F しまねの支援により、漁業協同組合 J F しまね申込分に限り全期間年 0.15%）
信用保証	・全国漁業信用基金協会による保証が利用可（信用保証料 年 0.71～1.09%） ・ただし、株式会社日本政策金融公庫の農林水産事業資金の借入残高がある漁業者に限り、県の信用保証料補給により実質信用保証料負担なし。
取扱期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日（融資実行分）まで
申込先	漁業協同組合 J F しまね、日本海信用金庫
問合せ先	島根県農林水産部沿岸漁業振興課 TEL 0852-22-6552